第四条第四項中「より同項の規定による」を「から同項の」に、「又は同項」を「、又は同項」に、「、議会」を「議会」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改め、同条第九項中「申出」を「規定による申出」に、「且つ、重要港湾」を「かつ、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改める。

第二十四条の二第一項、第三十五条の二第一項、第四十二条第一項並びに第四十三条第一号及び第二号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改める。

第四十四条の二第二項中「政令で定める重要港湾」を「国際戦略港湾」に改める。

第四十九条中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に、「手続」を「ところ」に、「公表し、且つ、その写」を「公表するとともに、その写し」に改める。

第五十条の四第一項及び第五十条の五第一項中「指定特定重要港湾」を「指定港湾」に改める。

第五十一条中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に、「設くべき」を「設けるべき」に改める。

第五十二条第一項中「重要港湾に」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「重要港湾が国際海上輸送網又は国内海上輸送網」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾が海上輸送網」に改め、「係留施設」の下に「（前号に規定する係留施設を除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　国際戦略港湾が長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点として機能するために必要な係留施設として国土交通省令で定めるもの及びこれに附帯する荷さばき地の港湾工事

第五十二条第二項中「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第六号中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に、「前号及び第六号」を「第一号、前号及び第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「特定重要港湾」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾」に、「国際海上輸送網」を「国際海上貨物輸送網」に、「第六号」を「第一号及び第八号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　国際戦略港湾における係留施設であつて、前項第一号の国土交通省令で定めるもの　十分の三

二　前号に掲げる施設に附帯する荷さばき地　三分の一

第五十四条の三第一項及び第五十五条の七第一項中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改める。

第五十七条第二項中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第五項中「特定重要港湾」を「国際拠点港湾」に改める。

第二条　港湾法の一部を次のように改正する。

目次中「・第三条の三」を「―第三条の四」に、「第七章　雑則（第四十四条―第六十三条）」を「第七章　港湾運営会社
　第一節　港湾運営会社の指定等（第四十三条の十一―第四十三条の二十）
　第二節　港湾運営会社の適正な運営を確保するための議決権の保有制限等（第四十三条の二十一―第四十三条の二十四）
第八章　雑則（第四十四条―第六十四条）」に改める。

第二条に次の一項を加える。

10　この法律で「埠頭」とは、岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設の総体をいう。

第三条の二を削る。

第三条の二第二項に次の一号を加える。

六　民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

第三条の三第二項中「且つ」を「かつ」に改め、「保全に関する事項」の下に「、港湾の効率的な運営に関する事項」を加える。

第一章の二中第三条の三の次に次の一条を加える。

（港湾計画の変更の提案）

第三条の四　第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた者は当該指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者に対して、同条第六項の規定による指定を受けた者はその指定をした港湾管理者に対して、それぞれ港湾計画を変更することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る港湾計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2　前項の規定による提案を受けた港湾管理者は、当該提案に基づき港湾計画を変更するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、港湾計画を変更しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

第十二条第四項を次のように改める。

4　第一項第十三号に規定する料率表においては、港務局が自ら定めた料金に係る料率のほか、第四十五条第一項若しくは第二項の規定により提出を受けた書面に記載された料率又は同条第五項の規定による通知に係る料率を記載しなければならない。

第四十五条第一項中「を徴収しよう」を「（港湾運営会社が収受する次項の国土交通省令で定める料金を除く。）を収受しよう」に改め、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　港湾運営会社は、その運営する埠頭群の利用に関する料金として国土交通省令で定める料金を収受しようとするときは、料率を定め、その指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。

3　前項の規定により港湾運営会社から書面の提出を受けた国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、当該書面に記載された料率が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該港湾運営会社に対し、期限を定めてその料率を変更すべきことを命ずることができる。

一　特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二　社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該埠頭群を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。

4　第四十三条の十一第十項の規定は、国土交通大臣が前項の規定による命令をしようとする場合について準用する。

5　国土交通大臣は、第二項の規定による書面の提出を受けた場合において、第三項の規定による命令をしないこととしたときは、当該港湾運営会社の指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者に当該書面の内容を通知するものとする。

第五十条の四を削る。